

埼玉県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱

(平成6年7月6日決裁)

(令和8年4月1日改正)

(目 的)

第1条 この要綱は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤法」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき、木材の生産及び流通の合理化を促進し木材供給の円滑化を図るため、埼玉県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 県は、前条の目的を達成するために、予算で定める範囲内において、別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に原資として資金の供給を行うものとする。

2 前項により指定金融機関が貸し付ける金額は、次に掲げる額のいずれかとする。なお、大規模事業者とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業者をいい、中規模事業者とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業者をいう。

ア 第4条(1)の事業経営改善合理化資金（同アの素材生産等促進資金（林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、単独事業者にあつては、大規模事業者及び中規模事業者への貸付けに係るものを除く。）に限る。）及び同(3)の林業経営改善資金（同アの林業経営高度化推進資金に限る。）については、前項の規定により供給を受けた資金の額の4倍に相当する額

イ 第4条(1)の事業経営改善合理化資金（同アの素材生産等促進資金（単独事業者にあつては、中規模事業者への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び同(3)の林業経営改善資金（同イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）については、前項の規定により供給を受けた資金の額の3倍に相当する額

ウ 第4条(1)の事業経営改善合理化資金（同アの素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業者への貸付けに係るものに限る。）及同イの新規需要創出資金）、同(2)の木材高度加工資金及び同(3)の林業経営改善資金（同イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）並びに(4)の木材安定供給資金については、前項の規定により供給を受けた資金の額の2倍に相当する額

(貸付けを受けることができる者)

第3条 指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する次に掲げる者であつて、その者の作成する次のいずれかの計画が知事から適当である旨の認定を受けたものとする。

(1) 事業経営改善計画

ア 森林組合又は森林組合連合会

イ 森林所有者又はその組織する団体

ウ 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場を開設する者の組織する団体

エ 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者

(2) 構造改善計画

ア (1)に掲げる者

イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とする者

ウ 林業経営基盤法4条第2項第3号の関連業種に属する事業を行う者又はその組織する団体

(3) 林業経営改善計画

県内において林業を営む者（法人、個人、数人共同を問わない）

(4) 木材安定供給確保事業計画

ア (1)に掲げる者

イ 木材の輸送を業として行う者

ウ 木材製品利用事業者等

(推進資金の種類)

第4条 推進資金の種類は、前条の認定を受けた者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金で次に掲げるものとする。

(1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

イ 新規需要創出資金

(2) 木材高度加工資金

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

(4) 木材安定供給資金

(推進資金の内容等)

第5条 推進資金の種類ごとの内容及び貸付条件は、別表に定めるとおりとする。

2 推進資金の貸付けは、証書貸付、手形貸付、当座貸越又は電子記録債権貸付によるものとし、当座貸越については極度貸付方式とする。なお、返済の方法並びに担保及び保証人については、指定金融機関の定めるところによる。

(農林漁業信用基金による保証)

第6条 指定金融機関は、農林漁業信用基金による保証の活用を図ることにより、推進資金の貸付を円滑かつ機動的に行うものとする。

(申込手続)

第7条 計画の認定を受けた者で推進資金の貸付けを受けようとするものは、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に知事の承認に係る計画書の写し及び当該資金借

入れに必要な書類を添えて申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込者で農林漁業信用基金の保証を依頼しようとするものは、同項の申込みの際に農林漁業信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第8条 指定金融機関は、この要綱における貸付けについてはいかなる名義をもってするを問わず、歩積み又は両建てを行ってはならない。

- 2 指定金融機関は、知事から計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該取消しを受けた借受者に対する推進資金の貸付けを停止するものとする。

- 3 指定金融機関は、知事から計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第9条 指定金融機関は、毎月の貸付状況を翌月10日までに、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、この要綱に基づく貸付けについて職員をして指定金融機関及び借受者について調査させることができる。

(木材産業等高度化推進運営協議会の活用)

第10条 知事は、この要綱による貸付けを円滑に行うため、木材産業等高度化推進運営協議会の活用を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成6年7月6日から適用する。

附 則

この要綱は平成7年7月25日から適用する。

附 則

この要綱は平成8年1月31日から適用する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成10年10月12日から適用する。

附 則

この要綱は平成11年4月12日から適用する。

附 則

この要綱は平成11年6月7日から適用する。

附 則

この要綱は平成11年9月8日から適用する。

附 則

この要綱は平成12年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は平成12年9月20日から適用する。

附 則

この要綱は平成13年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は平成14年4月12日から適用する。

附 則

この要綱は平成14年11月11日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年9月24日から適用する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成21年11月9日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年12月12日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年1月15日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月2日から適用する。

附 則

この要綱は令和7年3月25日から適用する。

附 則

この要綱は令和8年2月25日から適用する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から適用する。

別表

計画	資金の種類	資金内容	貸付対象者	貸付条件		
				貸付限度額	利率(年%)	償還期限(年以内)
事業経営改善合理化計画(事業経営改善計画)	素材生産等促進資金	素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及び若しくはその連合会、森林所有者、数人共同の事業者若しくは単独事業者	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000m3以上] [素材の年平均引取量 15,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 20,000m3以上] 特認4億円 [素材の年平均生産量 15,000m3以上かつ経営実施 権設定を受けていること又は 構想適合事業者であること] [素材の年平均引取量 30,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 40,000m3以上] 特認5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000m3以上]	短期資金 2.25 (2.15) [1.95] 長期資金 2.85 (2.65) [2.20]	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 据置期間 (1年以内)
	新規需要創出資金	製材、合板等の製品の加工を行うのに必要な資金	木材の製造に係る事業者であって製材、合板等の木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者	1億円	短期資金 [1.95] 長期資金 [2.20]	
木材高度加工計画(構造改善計画)	木材高度加工資金	木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金	集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材破砕・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材料製造用省力化設備、合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取引量がおおむね3,000m3以上の者 合板等により新たに設立された木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取引量がおおむね5,000m3以上の者 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者	1億円 特認2億円 [JAS材の製造を行う者]	短期資金 [1.95] 長期資金 [2.20]	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 据置期間 (1年以内)
林業経営改善計画	林業経営高度化推進資金	林業を営む者が行う造林に必要な資金、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金	林業経営改善計画の認定を受けた者	1億5千万円 (特認4億円) [造林の年間施業面積 500ha以上]	短期資金 2.25 長期資金 2.85	短期資金 1年以内
	伐採・造林一貫作業推進資金	素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金	林業経営改善計画の認定を受けた者	2億円 (特認4億円) [素材の年平均生産量 10,000m3以上]	短期資金 (2.15) [1.95] 長期資金 (2.65) [2.20]	長期資金 5年以内 据置期間 (1年以内)
木材安定供給確保事業計画	木材安定供給資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終工場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。))及び作業委託費等 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。 2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であって、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費、その他の素材等を加工するのに必要な資金 3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの (1)素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。))及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2)木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、IGTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費、その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	事業計画の認定を受けた次に掲げる者 1 森林所有者、森林組合、森林組合連合会、素材生産業者を営む者等(左記1、3の資金に限る。) 2 木材利用事業者等(左記2、3の資金に限る。) 3 木材卸売業者を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体(左記3の資金に限る。) 4 木材の輸送を業として行う者(左記3、4の資金に限る。) 5 木材製品利用事業者等(左記3、5の資金に限る。)	3億円 (特認4億円) [協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること]	短期資金 [1.95] 長期資金 [2.20]	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 据置期間 (1年以内)

注1: 貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。

注2: 貸付期限における()は据置期間であり、償還期間に含む。

注3: 貸付限度額における[]は貸付限度額の特認条件。

注4: 素材生産等促進資金の貸付限度額における、「経営管理実施権の設定を受けていること」とは、森林経営管理法第37条第4項に規定する林業経営者であることをいい、「構想適合事業者」とは、同法第46条に規定する構想適合事業者をいう。